

婚姻届の手続き

葛飾区役所 戸籍届出係 03-3695-1111 (代表)
内線 3224~3226

1 届出に必要なもの

- 婚姻届 (届書は全国共通様式です) 1通及び戸籍謄本
- 届出人 (夫及び妻の婚姻前) の印鑑

添付書類	夫と妻の本籍	婚姻後の夫妻の新本籍	
		葛飾区	葛飾区外
	夫・妻ともに葛飾区の時	不要	夫と妻の戸籍謄本 (夫・妻各1通)
	夫が葛飾区で妻が葛飾区外の時	妻の戸籍謄本(1通)	
	夫が葛飾区外で妻が葛飾区の時	夫の戸籍謄本(1通)	
	夫・妻ともに葛飾区外の時	夫と妻の戸籍謄本(夫・妻各1通)	

2 届出の方法

- 届出人は夫妻の双方です。

届出人は夫妻双方ですが、届出人の作成 (署名と押印) した届書を、使者 (親族など第三者) から提出することもできます。

- 証人2名が必要です。

民法第739条第2項の定めにより、成年者2名が証人欄へ署名・押印しなければなりません。なお、証人は親族・友人・媒酌人でも結構です。

- 未成年者の婚姻には父母の同意が必要です。

民法第737条の定めにより、父母 (未成年者が養子のときは養父母) の同意が必要です。同意の方法は、同意書を添付するか、婚姻届の「その他」の欄に次の要領で記入のうえ署名・押印してください。

その他	夫 (または妻) 甲野太郎未成年につきこの婚姻に同意します。 住所 東京都葛飾区立石5丁目13番1号 父 (または養父) 甲野 幸雄 ㊞ 昭和17年3月1日生 住所 同上 母 (または養母) 甲野 梅子 ㊞ 昭和19年5月5日生 ※夫と妻がともに未成年のときは、それぞれの父母の同意が必要です。
-----	--

3 届出地

- 夫または妻の住所地か本籍地のいずれかの区市町村

上記のいずれかに葛飾区が該当し、葛飾区に届け出る場合の窓口

葛飾区役所 戸籍住民課 (区役所2階217窓口①)

夜間・休日に届け出る場合の窓口

葛飾区役所 夜間休日受付 (区役所1階)

※夜間・休日受付では、届書の受付のみ行います。届書の審査等は翌日以降の業務時間内に行います。

※区民事務所では届出できませんのでご注意ください。

4 住所関係の届出

- この婚姻届に関連して、住所等の異動がありましたら、区民事務所または葛飾区役所戸籍住民課住民記録係 (区役所2階217窓口②) へ次の届出をしてください。

届	届出期間	届出人	備考
転入届	住所を定めた日 (転入・転居の日) から 14日以内	本人 または 同一世帯 の者	葛飾区以外の市区町村から異動してきたとき (添付書類: 転出証明書)
転居届			区内で住所を異動したとき
世帯変更	変更のあった日から 14日以内		世帯主の変更・分離・合併をしたとき

5 その他

- 届書をお持ちいただいた方の本人確認を行っています。免許書やパスポートなど写真が貼付されている官公署発行の証明書をお持ちの方は持参してください。

- 以上の手続きは原則的なものです。わかりにくいことや外国人との婚姻届出のときなどは、戸籍住民課戸籍届出係までおたずねください。